

名古屋都市計画事業
茶屋新田土地区画整理事業に係る環境影響評価
事後調査報告書（第2回）
(土地区画整理事業)

令和6年4月

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合

はじめに

茶屋新田土地区画整理事業は、土地区画整理事業法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業であり、名古屋市南西部に位置し、農業を主体とする土地利用がされている 147.5ha の区域について、良好な市街地形成を行うことを目的としており、平成 20 年 2 月に認可事業となり、現在工事を進めている。

本報告書は「名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業 環境影響評価書（平成 19 年 8 月 名古屋市）」に示されている事後調査計画の内容について、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 33 条において準用する同条例第 30 条第 2 項の規定に基づき、事後調査報告書（第 2 回）として平成 26 年 7 月から令和 5 年 5 月にかけて実施した調査結果をとりまとめたものである。

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第2章 対象事業の目的及び内容	1
1 事業の目的	1
2 事業の内容	1
第3章 事後調査の項目及び手法	5
1 事後調査の項目	5
2 事後調査の手法	5
第4章 事後調査の結果	8
1 調査項目	8
2 調査時期	8
3 調査方法	8
4 調査結果	10
5 調査結果について	12
6 追加調査結果	12
7 評価及び考察	13
第5章 環境保全措置の内容、効果および不確実性の程度	14
第6章 事後調査の結果により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度	15
第7章 専門家の助言の内容と専門分野	16

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
代表者の氏名 組合長 山田 都照
主たる事務所の所在地 名古屋市港区川園一丁目 17番地

第2章 対象事業の目的及び内容

1 事業の目的

茶屋新田地区は、名古屋市の南西部に位置し、農業を中心とした土地利用がされているが、北側の春田野地区、福田地区の土地区画整理事業等により市街化がされている。南陽大橋が開通し、広域的な幹線道路の整備も進みつつある。この土地区画整理事業は、これらを活かした良好な市街地の形成を行うため、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るものである。

2 事業の内容

(1) 事業の種類

土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業

(2) 事業が実施されている区域の位置

名古屋市港区大西一丁目及び西茶屋二丁目の各全部

名古屋市港区秋葉二丁目、秋葉三丁目、大西二丁目、大西三丁目、川園一丁目、川園二丁目、西茶屋一丁目、西茶屋三丁目、東茶屋一丁目、東茶屋二丁目、東茶屋三丁目及び東茶屋四丁目の各一部（図2.2-1参照）

(3) 事業の規模

施行区域の面積 147.5ha

(4) 土地の利用計画

土地利用については、住宅地を中心として、戸田荒子線と万場藤前線が交差する付近に広域的な集客施設として多機能複合型商業施設の立地を図ると共に、主要幹線道路の沿道には沿道型商業施設の立地を図る。

なお、事業終了は令和9年を予定している。

1) 公共施設の配置

ア 道路計画

事業実施区域及びその周辺には名古屋環状2号線（国道302号）、都市計画道路戸田荒子線（市道）、都市計画道路万場藤前線（市道）があり、これらを基幹として区画道路を配置した。

また、都市計画道路戸田荒子線（市道）については、幅員28mに拡幅した。

イ 公園・緑地計画

公園は、事業実施区域の3%以上の面積を確保し、誘致距離等を考慮のうえ適正配置した。

ウ 下水道計画

a 雨水排水

雨水は、側溝等により排水し、事業実施区域外へは水路を経由して、東小川へ排出し、さらに日光川へ排出している。

また、雨水の流出増に対応するため、各流域毎の面積1haあたり700m³の容量の調整池を設置した。

b 汚水排水

汚水は、下水道を整備し、打出水処理センターにおいて処理している。

2) 宅地の利用計画

住居系を主体とし、ゆとりある良好な居住環境を備えた住宅地の用途とした。

幹線道路の沿道には、沿道サービス機能及び商業機能を主とした沿道型商業施設の用途を配置した。

土地の利用目的ごとの概ねの面積は、表2.2-1に示すとおりである。

表2.2-1 土地の利用計画

土地の区分	面積(ha)	割合(%)
道路	27.5	18.6
公園・緑地	6.4	4.4
水路	0.2	0.1
調整池	3.7	2.5
宅地	109.7	74.4
計	147.5	100.0

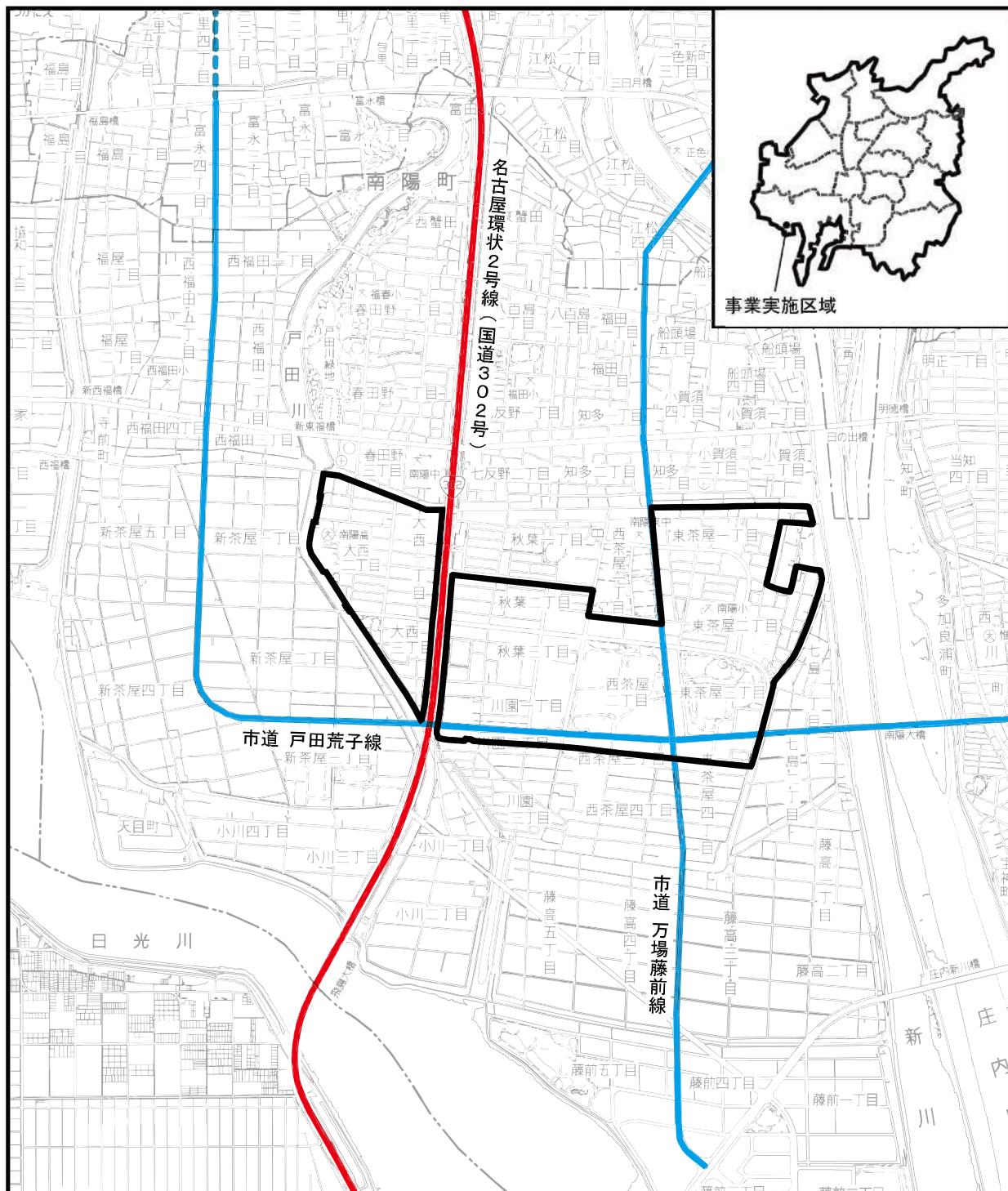
(令和5年10月時点の計画)

注1：宅地には、その他の公益的施設として斎場用地及び関連整備用地を含む。

注2：割合の合計は四捨五入の関係のため合致しない。

3) その他の公益的施設の計画

公益的施設は、施行区域面積147.5haのうち斎場用地面積として約5.1ha、関連整備用地面積として約1.2haを確保した。



凡 例



事業実施区域

「令和3年名古屋都市計画基本図 DVD-ROM」(名古屋市) より作成

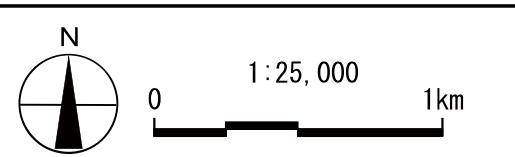


図 2.2-1(1) 事業実施区域の位置



図 2.2-1(2) 事業実施区域の位置

「名古屋市ホームページ：都市計画写真地図情報」より作成

第3章 事後調査の項目及び手法

1 事後調査の項目

本事業の実施において、植物（コギシギシ）については、環境保全措置の実施により環境影響を低減できるものと考えられるが、その効果に科学的知見が不足しており、不確実性があることから、事後調査の対象とした。

なお、コギシギシはタデ科の草本で、高さは通常 30～50cm、花期は 4～5 月、全国的にやや希少な植物であり、「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）では絶滅危惧Ⅱ類（VU）に評価されている。環境影響評価書を作成した当時の「愛知県の絶滅のおそれのある野生動物レッドデータブックあいち 2001 植物編」（愛知県、平成 13 年）では準絶滅危惧に評価されていたが、愛知県では近年増加傾向にあり、リスト対象外と判定されている。名古屋市では「名古屋市版レッドリスト 2020」（名古屋市、令和 2 年）で準絶滅危惧（NT）に評価されている。

2 事後調査の手法

コギシギシの環境保全措置は表 3.2-1、事後調査の手法は表 3.2-2 に示すとおりであり、「名古屋都市計画事業 茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価書」（平成 19 年 8 月 名古屋市）を抜粋（p455、p514）、一部加筆修正したものである。

本報告書においては、表 3.2-1 の A 欄に該当するコギシギシの環境保全措置を実施し、事後調査報告書としてとりまとめたものである。B 欄についての事後調査は平成 25 年にすでに報告し終了している。

事後調査にあたっては、専門家として学識経験者（大学教授 専門：植物分類学）の指導及び助言を得て実施した。指導及び助言の概要は表 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-1 環境保全措置

環境保全措置の種類	A	B
実施主体	事業者及び名古屋市	事業者
環境保全措置の内容	事業実施区域内のコギシギシから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、草地に播種することで、コギシギシの生育地の創出を図る。 なお、実施に際しては、学識経験者等の専門家の指導・助言を受けることとする。	事業実施区域外におけるコギシギシの生育地は農業振興地域として維持されるので、残存するコギシギシから種子を採取して、生育地周辺の同様な水田環境に播種する。 なお、実施に際しては、学識経験者等の専門家の指導・助言を受けることとする。
環境保全措置の効果	事業実施区域内の公園に新たな環境を創出することにより、コギシギシの生育地が確保されるものと考えられる。	コギシギシの生育に適切な水田環境の維持及びコギシギシの種子の播種により地域個体群の維持ができるものと考えられる。
環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化	生育地の確保が期待できる。	生育地の拡大が期待できる。
効果の不確実性の程度	コギシギシの移植については科学的知見が不足していることから、新たに創出した生息地における定着についての不確実性の程度は大きいと考える。	現在生育が確認されている場所へ移植することから、生育基盤の問題等はないと考えられるが、コギシギシの移植については科学的知見が不足していることから、生育環境整備場所における定着についての不確実性の程度は大きいと考える。
新たに生ずるおそれのある環境への影響	特になし。	特になし。
代償措置の採用にあたり、環境影響を回避・低減させることが困難である理由	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生息地となる水田環境を残すことは困難である。	土地区画整理という事業特性及び土地利用計画上、事業実施区域内に生育地となる水田環境を残すことは困難である。
環境保全措置を講じる位置及び範囲	南陽中央公園	代償措置を講ずる位置及び範囲は、事業実施区域の南側の農業振興地域として維持される水田である。
報告時期等	本事後調査報告書にて報告	平成 25 年に報告済み

表 3.2-2 事後調査の手法等

調査対象項目	植物：コギシギシ
調査理由	コギシギシの生育については、科学的知見が不足しており、不確実性が大きいと考えられることから、播種後における生育状況を確認するため。
調査方法	調査項目：生育状況、生育環境の状況 調査方法：現地調査による個体の確認 調査時期：春季 調査期間：3年間を目途とするが、安定した種の定着が確認されるまでの時期とする。
環境影響の程度が著しいことが明らかとなつた場合の対応の方針	予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得て、適切な措置を講ずる。
調査の結果の公表方法	調査報告書の作成時期、公表時期、方法等については、関係機関と調整しながら適切に実施する。
実施主体	「名古屋市茶屋新田土地区画整理組合」が実施するが、事業完了とともに同組合は解散することから、事業完了後も事後調査を行う必要がある場合は、関係行政機関である名古屋市が実施する。

表 3.2-3 学識経験者の指導及び助言の概要（平成 20 年 6 月 10 日）

項目	内容
種子採取	<p><時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・果実の色が黄色っぽくなつて、中の種子が黒くなついたら採取可能であろう。採取方法は穂の状態のまま刈ってよい。 <p><場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域外のコギシギシの生育地では個体数が少なく、種子採取により生育地が維持できなくなる可能性もあること、事業実施区域内では多くの個体が確認され、この地区的生育地は将来的に消失することから、事業実施区域内の生育地で採取したほうが望ましい。
種子播種	<p><場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域外のコギシギシ生育地には、現状以上の個体数が生育できる収容能力がないので、そこには移植せずに、現状のまま保全すべきである。 ・コギシギシの播種場所としては水田の水際部が望ましい。土手上部は乾燥しており、水田の中は耕作の邪魔となってしまう。
種子保存	<p><方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コギシギシの種子の保存は冷蔵保存とする。4~5°Cで保存すれば、ある程度の長期保存が可能である。常温での保存では1年が限度であろう。 ・採取した種子は、約1ヶ月乾燥させてから、冷蔵するのがよいであろう。

第4章 事後調査の結果

1 調査項目

植物:コギシギシ

2 調査時期

- ・平成 26 年 7 月～平成 30 年 6 月
- ・令和 5 年 3 月～5 月（追加調査）

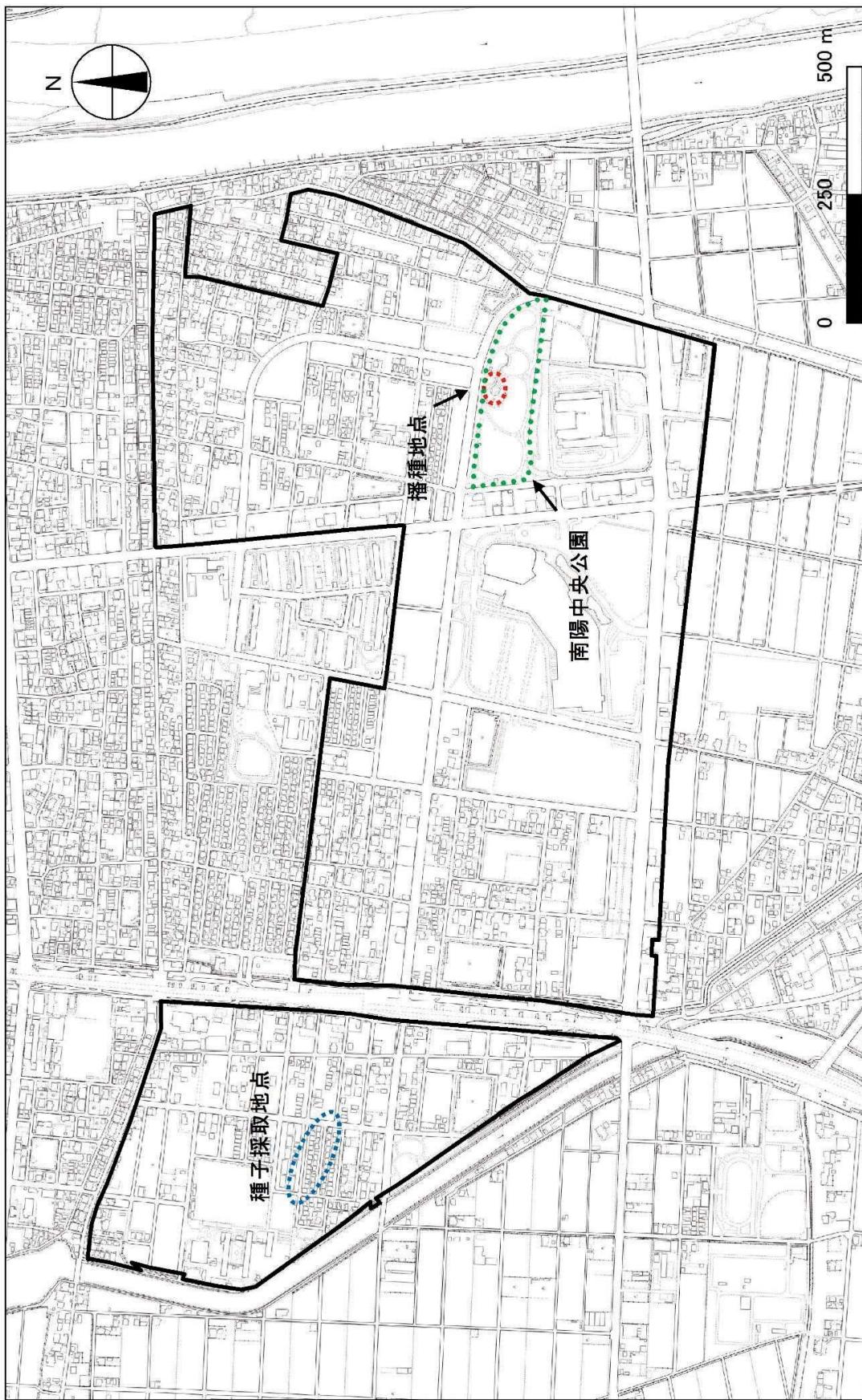
3 調査方法

調査方法は、現地調査によるコギシギシの個体数および生育状況の確認とした。

調査地点は、図 4.3-1 に示す事業実施区域内の南陽中央公園及びその周辺とした。

「令和3年名古屋都市計画基本図 DVD-ROM」(名古屋市)より作成

図 4.3-1 調査地点



4 調査結果

コギシギシの果実は事業実施区域内の西側で平成21～24年に採取した。冷暗所で保存しておいた果実を、事業実施区域の南陽中央公園地内に湿潤な草地環境を確保し、平成26年7月に播種し、生育状況を観察した。

播種は植栽されたカキツバタやセキショウに留意し、他の草本を除草・抜根した後、約2kg(57万粒)の果実を散播(ばらまき)した。

平成27年以降は、定期的に生育状況を確認する調査を実施し、公園内の再度の播種は実施していない。

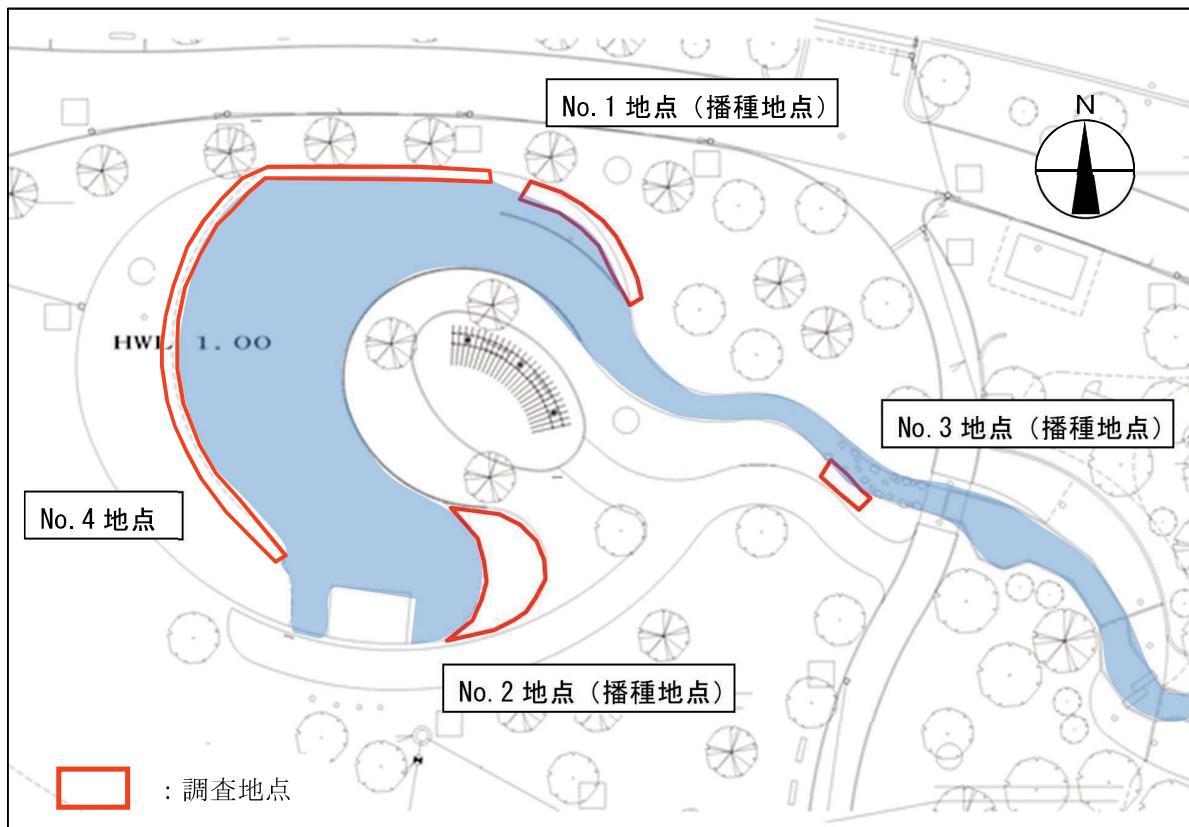
なお、草刈の時期、方法等の生育地の管理については、名古屋市緑政土木局港土木事務所と協議の上、実施した。

調査地点は表4.4-1、図4.4-1に示すとおりである。

播種地点はNo.1～No.3の3地点であるが、平成26年11月には播種地点から降雨により流された果実が着岸し、芽生えが確認された箇所(No.4)もみられた。No.4は主にシバの植栽となっており、水際から10～20cmの間で約55mの区間ににおいて生育が確認された。

表4.4-1 調査地点

調査地点	播種日	播種距離 (水際に面する長さ)	備考
No.1	平成26年7月18日	15m	カキツバタの株間に播種
No.2		9m	セキショウの株間に播種
No.3	平成26年7月30日	5m	セキショウの株間に播種
No.4	—	—	果実が着岸し発芽



注：播種は No. 1、No. 2、No. 3 で行い、No. 4 では播種していない。

図 4.4-1 南陽中央公園の池周辺における播種地点及び調査地点

春季における調査結果（3月～6月の調査において最も多く確認された数）は表 4.4-2 に示すとおりであり、No. 1～No. 4 では開花結実した個体が、平成 27 年には 60～2,760 個体、平成 28 年には 44～1,198 個体確認された。

平成 29 年には 2～72 個体、平成 30 年には 1～36 個体確認されたが、平成 28 年以前と比較すると少ない個体数であった。

表 4.4-2 開花・結実時の調査結果

単位：個体

調査時期 調査地点	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	合計
平成 27 年春期	2,146	2,760	60	1,872	6,838
平成 28 年春期	63	44	44	1,198	1,349
平成 29 年春期	11	5	2	72	90
平成 30 年春期	1	4	1	36	42

5 調査結果について

南陽中央公園では平成 26 年 7 月にコギシギシの種子を公園の池の水際に播種したが、生育確認数は年々少なくなる傾向であったため、学識経験者（大学教授 専門：植物分類学）の指導及び助言を踏まえ、南陽中央公園の植生等が安定したと考えられる供用開始の約 10 年後にあたる令和 5 年 3 月～5 月の期間でコギシギシの生育状況を把握することとした。

6 追加調査結果

公園の供用開始から約 10 年後となる令和 5 年 3 月～5 月に再調査を行った結果、南陽中央公園ではコギシギシの生育は確認されなかった。公園の池の岸では地中に地下茎を広げるセイタカアワダチソウ、チガヤ、ヨモギ等の多年生草本が多く見られた。水際部分はヨシ、チゴザサ等の地下茎を伸ばす多年生草本が占めていた。

一方、別途調査でコギシギシの生育状況を確認したところ、事業実施区域外の農地周辺ではコギシギシの生育地が 5 箇所確認された。（貴重種保護の観点から具体的な位置については表示しない。）生育場所は、湿潤な土壤の耕作放棄地や、耕作地及びその脇に小さな株が約 20m × 0.5m の範囲で密生してみられる箇所、水量の少ない砂泥地の水路内で大きな株が約 55m × 5m の範囲で密生してみられる箇所であった。これらの生育地ではカタバミ、スカシタゴボウ、オキジムシロ等が見られ多年生草本が少なく、土壤の人為的耕起や土砂の堆積による攪乱された後の場所であった。

事業実施区域外のコギシギシの生育状況を写真 4. 6-1 に示す。



写真 4. 6-1 事業実施区域外のコギシギシの生育状況

7 評価及び考察

南陽中央公園では平成 26 年 7 月にコギシギシの種子を池の水際に播種したが、確認数は年々少なくなった。令和 5 年にはコギシギシの生育は確認されなくなった。

一方、別途調査では事業実施区域外の農地周辺ではコギシギシの生育が 5 箇所確認された。南陽中央公園の水際と比較すると、その植生は多年草の占める割合が少なく、土壤の人為的耕起や土砂の堆積による攪乱された後の場所であった。

のことから、コギシギシの生育条件として定期的な土壤の攪乱が必要となるものと考えられた。南陽中央公園では定期的な草刈りのみで、定期的な土壤の耕起などの管理は行っていない。水田の畦部のような植生や土壤が維持出来ない上、植生等が安定した状況の南陽中央公園ではコギシギシの生育に適した環境ではないことが明確になったことから、南陽中央公園での生育地の創出は困難であると考えられた。

事業実施区域外の生育が確認された場所は市街化調整区域であり、名古屋市都市計画マスター プラン 2030（令和 2 年）の将来都市構造として「自然共生ゾーン」として位置付けされており、現在の豊かな自然環境の維持保全を基本としながら、都市基盤の整備状況に応じた土地利用を展開することとされている。また、農業振興地域に指定されていることから、今後も農業地域として残存し、コギシギシの地域個体群は維持されるものと考えられる。

第5章 環境保全措置の内容、効果および不確実性の程度

本事後調査の環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度は表5-1に示すとおりである。

表5-1 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度

環境保全措置の対象	コギシギシ
環境保全措置の内容	事業実施区域内に残存するコギシギシから種子を採取し、自然環境に配慮した公園の緑地内に湿潤な草地環境を確保し、播種した。
環境保全措置の効果	南陽中央公園では平成26年7月にコギシギシの種子を池の水際に播種したが、確認数は年々少なくなった。令和5年には生育が確認されなかった。
効果の不確実性の程度	南陽中央公園でのコギシギシの保全は困難であると考えられる。なお、事業実施区域外の農地周辺ではコギシギシの生育が確認され、これらの地域は今後も農業地域として残存することから、コギシギシの地域個体群は維持されるものと考えられる。

第6章 事後調査の結果により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、 効果及び不確実性の程度

事後調査にあたっては前掲「表 3.2-2 事後調査の手法等」に示したように、「環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針」として「予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合には、必要に応じて専門家の指導・助言を得て、適切な措置を講ずる。」との方針に基づき環境保全措置の実施に係る事後調査を実施した。

本事後調査においては、南陽中央公園でのコギシギシの生育は確認されなかったものの、事業実施区域外の農地周辺ではコギシギシの生育地が確認され、確認地点周辺は市街化調整区域であり、農業振興地域に指定されており、今後も農業地域として残存することから、コギシギシの地域個体群は今後も維持され、新たに講ずる環境保全措置は必要ないと考えられる。

第7章 専門家の助言の内容と専門分野

南陽中央公園でコギシギシの種子を播種したが、生育確認数が著しく少なくなる傾向であつたため、学識経験者（大学教授 専門分野：植物分類学）の指導及び助言を得た。

指導及び助言の概要は表7-1に示すとおりである。

表7-1(1) 学識経験者の指導及び助言の概要（平成30年1月29日）

項目	内容
調査結果について	3年間の開花・結実の結果をみると、定着しているとは言えない。
今後の方針について	人為的な環境の公園では地形や植生が少なくとも10年位の年月を経て安定してから播種を試みる方が望ましい。
コギシギシの生育状況について	事業実施区域の南側の水田では畔への播種による生育範囲の拡大がみられ、また、自生地でも現在コギシギシが確認されていることから、地域個体群は維持されていると思われる。

表7-1(2) 学識経験者の指導及び助言の概要（平成31年2月20日）

項目	内容
種子の採取場所について	事業実施区域の南側の水田に播種した種子は事業実施区域内の西側で採取した種子であること、また種子の採取によりこの個体群が維持できなくなつても、もともとこの地区には生育していなかつたことからこの個体群より種子を採取することは問題はないと思われる。現在、2か所で生育しているが、今後、改変され、種子が採取できなくなる恐れがあることから、来年度、種子を採取し、保存することは望ましいと思われる。休眠期間は長い種で10年位あることもあり、毎年種子を採取する必要はない。
その他	・南陽中央公園で平成35年に、平成30年と同程度の生育が確認されれば、播種の必要はない。 ・公園の生育地については特殊な管理を行うことより、通常の管理で生育することが望ましい。

さらに南陽中央公園での植生等が安定したと考えられる令和5年3月～5月において南陽中央公園及びその周辺でコギシギシの生育状況を把握し、南陽中央公園では、コギシギシの生育が確認されなかつたこと、事業実施区域外の農地周辺ではコギシギシの生育地が確認されたことから、学識経験者（大学教授 専門：植物分類学）の指導及び助言を得た。

学識経験者の指導及び助言の概要は表7-2に示すとおりである。

表 7-2 学識経験者の指導及び助言の概要（令和 5 年 5 月 26 日）

項目	内容
コギシギシの保全について	<ul style="list-style-type: none">・播種した水田の北側で生育が確認されたことから、水田における播種の効果はあったものと考えられる。コギシギシは適応する場所で分散しながら、生育していく種であると思われる。・現在の公園という環境ではコギシギシの生育は困難と思われる。周辺では現在でもコギシギシの生育が確認されており、地域個体群は維持されていると思われる。